

非常通信ボランティア登録簿

(社)日本アマチュア無線連盟
非常通信センター(会員部運用課) 行き

登録者氏名 _____ 印

フリガナ 氏名				年 令 誕生年	19	才 年生	性別 (該当を で囲む)	男 女	
呼出符号	無線従事者資格			所属クラブ					
住 所	〒								
連絡先の 電話番号 など	自 宅	Tel		FAX		Eメール			
	勤務先	Tel		FAX		Eメール			
無線設備 この欄は、 無線機を持 参して参加 可能の場合 に記入して 下さい。	バンド	H F		V H F (MHz)		U H F (MHz)			
	機 種 (該当を で 囲む)	固定機() 車載機() ハンディ ()		固定機() 車載機() ハンディ ()		固定機() 車載機() ハンディ ()			
	非常用 電源(該当 を で囲む)	有 無	非常用電源の種類 (有に をつけた場合の み記入)		発電機 その他		W		
	その他								
車 両 等	車両持参で参加可能の場合に車種等について記入して下さい。								
特別技能	特別な技能等をお持ちの場合、できるだけ詳しく記入して下さい。								
参考事項									

受付
年月日

登録 更新

年 月 日

受付者

注：登録者氏名と太線枠内を記入してください。所属する各支部(都道府県)に登録されます。

アマチュア無線による災害時応援協定（例）

社団法人日本アマチュア無線連盟 支部（以下「JARL 支部」という。）と 県（以下「県」という。）は、県が災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災防法」という。）に基づき実施する災害時における情報の収集伝達に関し、次のとおり協定する。

JARL 支部
支部長

県（または市など）

（目的）

第1条 この協定は、県内およびその周辺で大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、JARL 支部のアマチュア無線局が県に協力して、災害情報の収集伝達（非常通信）を行うために必要な事項について定めることを目的とする。

（性格）

第2条 アマチュア無線局の活動は、ボランティア精神に基づく活動とする。

（構成員）

第3条 この協定において、情報の収集伝達を行う者は、JARL 支部の構成員（以下「構成員」という。）とする。

2 JARL 支部は、毎年1回構成員名簿の見直しを行い、県に提出するものとする。

（災害）

第4条 この協定において「災害」とは、災防法第2条第1項第1号に定めるものとする。

（要請）

第5条 県は、災害時において、公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難または不可能な場合で災害情報の収集伝達上必要と認めるときは、JARL 支部および構成員に対し、情報の収集伝達について、協力を要請することができる。

(情報の提供)

第6条 J A R L 支部の構成員は、県から協力要請がなくても必要と思われる災害情報については、県に提供することができる。

(連絡系統)

第7条 J A R L 支部と県との情報連絡系統は、別表のとおりとする。

(情報収集連絡の訓練)

第8条 J A R L 支部および県は、非常災害時の災害情報収集伝達を迅速かつ的確に行うため、毎年共同して訓練を行うものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項または規定している事項に疑義を生じた場合には、J A R L 支部と県は協議のうえ決定する。

附則

この協定は平成××年××月××日から実施する。

J A R L 支部と県は、本協定書を2通作成し、署名押印のうえ、それぞれその1通を保有する。

非常通信実施報告書

平成 年 月 日

総合通信局長殿
沖縄総合通信事務所長殿

免許人 アマチュア局

呼出符号 _____

住所 _____

氏名 _____ 印

非常通信を実施したので、法第80条第1項により下記の通り報告します。

記

実施日時 (期間)	平成 年 月 日 時 分 より	平成 年 月 日 時 分 まで
交信相手		
通信内容		